

「国民の司法」を育てる300人委員会

概要と体制について

(1) 名 称

「国民の司法」を育てる300人委員会

1. 新組織の名称は、国民が主体となって、これまで進められてきた一連の制度改革を育て、定着させ、活用していくことを意図して選びました。そこに、司法改革の国民的な応援団になろうという意味が込められています。
2. 当初は「『国民の司法』を育てる100人委員会」として発足の準備を進めてきましたが、おかげをもちまして、すでに300人を超える方々に会員としてご登録をいただきましたので、正式には「『国民の司法』を育てる300人委員会」として発足いたします。

(2) 発足

2006年6月24日

(3) 活動目的

1. 本会は、利用者である国民各界に呼びかけ、司法制度改革を支える全国的なネットワークの形成をめざします。
2. 本会は、これまで進められてきた一連の司法制度改革を育て、定着させ、活用していくための啓発・フォローアップ活動を推進します。
3. 本会は、政府の司法制度改革に関する取り組みを支援するとともに、国民の立場から司法のあり方を問い続け、改革すべき課題について問題提起をおこないます。

(4) メンバーの編成

1. 本会のメンバーを「会員」と称し、個人参加を原則とします。
2. 本会は、会員のボランティアによって運営します。各種会合や行事にご参加いただくにあたって謝金等の支給はございません。
3. 本会は、司法制度改革推進の国民的ネットワークを形成する観点から、「緩やかな連合体」であることをめざします。

このような観点から、会員には、

- ① 経済界、労働界、消費者団体等の関係者
- ② 学識者
- ③ 全国の首長や自治体関係者
- ④ 政府において司法制度改革に携わられた方々
- ⑤ 全国の法科大学院関係者、法科大学院生
- ⑥ 法曹関係者並びに司法改革に携わるNPO等のメンバー
- ⑦ 報道関係者

などの方々に幅広く参加を呼びかけ、司法制度改革に関心をもつ方々の総結集をめざします。

(5) 組織体制と運営

1. 組織の代表者として「会長」をおきます。会長職は福川伸次氏（機械産業記念事業財団会長）にご就任いただきました。
2. 代表を補佐し組織運営を担うために「事務局長」職をおきます。事務局長職は須網隆夫氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）にご就任いただきました。
3. 事務局は社会経済生産性本部が担います。社会経済生産性本部は各種会合の設営や運営実務を担い、活動を支援します。
4. 会長の運営をサポートするために、事務局長を中心に学識者や弁護士などからなる「運営委員会」を組織します。運営委員会のメンバーは会長・事務局長が選任します。
5. 本会への加入は、会員の推薦、紹介を踏まえ運営委員会で判断します。
6. 本会は、同じく社会経済生産性本部が事務局を担い、日本の政治・行政改革を推進している「新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）」との緊密な連携の中で活動を進めます。

(6) 当面の活動方針

1. 年1回程度の頻度で総会を開催するとともに、2ヶ月に1回程度の頻度で会員参加型の討論会・シンポジウムを開催します。
2. 特定テーマに関する調査研究や提言立案が必要な場合は、アドホックなプロジェクト制（PT）を活用し、会長・事務局長の判断で、その都度、メンバーを人選しながら作業を進めます。
3. 当面の課題については、6月24日の発足シンポジウムにおける討論内容を踏まえて検討します。

「国民の司法」を育てる300人委員会 設立趣意書 —国民主役で「公正で透明な責任ある社会」の実現を—

平成13年6月12日に政府に提言された司法制度改革審議会意見は、21世紀の我が国のあるべき姿として、国内的には、事前規制型社会から事後監視型社会への転換を基本に据え、地方分権の推進、国民への説明責任（アカウンタビリティ）の徹底と透明な行政の実現を図るとともに、国際的には、加速度的に進むグローバル化の中で、自由かつ公正な国際社会の形成に積極的に寄与することを掲げました。

国民の自由で創造的な活動を促し、より主体的・積極的にその社会経済的生活関係を形成することこそ構造改革の狙いであり、私たちはこの考え方を支持するものであります。

同意見書は、このような個人の尊重を基礎に独創性と活力に充ち、国際社会の発展に寄与する開かれた社会を創造するためには、公正で透明なルールを提供する法を維持・形成する司法の役割が不可欠であるとの考え方に立ち、司法制度の抜本的な改革を提言されました。

これを受けて、今般の司法制度改革により、迅速な裁判の実現、新しい法曹養成制度としての法科大学院制度、個人や企業がいつでもどこでも法的サービスが受けられる総合法律支援制度、国民が刑事裁判に参加する裁判員制度等が成立しました。

今日、我が国社会において、耐震偽装問題やライブドア問題、さらに談合問題に象徴されるように、さまざまな分野において規制改革が公正で透明なルールの確立にしっかりと裏付けられていないばかりか、ルールを解釈・適用する司法制度が依然として未整備であるため、法に正面から違反し、あるいは法の間隙を縫うような行為が後を絶ちません。

5年前に司法制度改革審議会意見が主張したように、公正で透明な責任ある社会への転換は今こそ、その実現が強く求められており、私たちは、その転換が未だに道半ばであることへの強い危機感と、実現を加速しなければならないという焦燥感を禁じ得ません。

しかしながら、法科大学院からは今春初めての卒業生が生まれ、新司法試験が実施されました。司法へのユビキタス・アクセスを目指す日本司法支援センターも今春設立され、業務開始は今秋です。さらに裁判員制度の施行は平成21年となっています。これらの司法改革が適宜適切に実施され、国民に使いやすいインフラとして定着、発展するかは、政府をはじめ司法関係者の努力と、そして国民のバックアップにかかっています。

私たちは、公正、透明なルールに基づく責任ある社会を実現するため、国民が主体となって今般の司法制度改革で誕生したこれら諸制度を育成し、定着させ、活用していくための取り組みが必要であることを痛感しております。そこで私たちは、司法制度改革を支援してきた司法改革国民会議の活動を継承しつつ、ここに、「『国民の司法』を育てる300人委員会」を立ち上げることに致しました。

私たちは、司法制度改革に関わられた方々をはじめ、利用者である国民各層の方々とともに、広くネットワークを形成し、一連の司法制度改革のフォローアップ活動を進めるとともに、公正で透明な責任ある社会の実現に向けて、司法制度の更なる改革や司法が取り組むべき諸課題について積極的に問題提起と提案を行っていく所存です。